

「プロ野球沖縄キャンプ」ロゴマーク使用要領

（目的）

第1条 この要領は、沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課で制作した「プロ野球沖縄キャンプ」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関して必要な事項を定める。

（ロゴマークのデザイン等）

第2条 ロゴマークのデザイン及び配色については、別紙のとおりとする。

（権利）

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、沖縄県（以下「県」という。）に帰属する。

（使用の申請）

第4条 ロゴマークの使用を希望する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課長（以下「管理者」という。）の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、使用申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1)ロゴマークの利用内容がわかる完成見本等
- (2)その他管理者が必要と認める書類

（使用の許諾）

第5条 管理者は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が「プロ野球沖縄キャンプ」の広報や誘客促進及び県のスポーツ振興、観光振興に寄与すると認めるときは、使用の許諾（以下「使用許諾」という。）をすることができる。

2 管理者は、使用許諾を行ったときは、使用許諾書（様式第2号）を使用者に交付する。

3 前項の許諾には、必要な条件を付することができる。

（使用許諾の制限）

第6条 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、管理者は許諾しないものとする。

- (1)法令または公序良俗に反するものと認められる場合
- (2)「プロ野球沖縄キャンプ」のイメージの低下に繋がるものと認められる場合

- (3)第 8 条の遵守事項にしたがって使用しない、または使用しないおそれがある場合
- (4)特定の個人、政党、若しくは宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5)風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 条）第 2 条に定める営業を行う者が使用する場合又はこれらの者が関わる事業の場合
- (6)その他管理者が不適切と認める場合

（使用の禁止）

第 7 条 管理者は、ロゴマークを無断で使用している者又は本使用要領に規定する事項に違反している者に対して、使用の禁止を求めることができる。

（使用上の遵守事項）

第 8 条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)許諾された使用内容の範囲内で使用すること。
- (2)当該使用にかかる製品の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては写真等を提出すること。
- (3)ロゴマークにみだりに加工または編集を加えないこと。
- (4)第 5 条の許諾を受けた権利を譲渡または転貸しないこと。

（使用料）

第 9 条 第 5 条の規定により使用承認を受けた者は、ロゴマークを無償で使用するができる。

（許諾内容の変更）

第 10 条 使用者が許諾内容について変更しようとする場合は、あらかじめ変更申請書（様式第 3 号）を管理者に提出し、管理者の許諾を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、変更許諾書（様式第 4 号）を交付する。

（使用許諾の取り消し）

第 11 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許諾を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を要求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取り消しの日から使用することができない。

- (1)使用者がこの要領に違反した場合
- (2)申請内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3)その他ロゴマークの使用継続が不適當であると認められた場合

- 2 管理者は、前項の規定による利用許諾の取消により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 管理者は、使用許諾取消通知書（様式第5号）により、使用者に通知するものとする。
- 4 管理者は、使用者にロゴマークの使用状況について報告させ、または調査することができる。

（使用独占の禁止）

第12条 この要領による使用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではない。

（経費等の負担）

第13条 県は、この要領による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施にかかる経費又は役務を負担しない。

（事故、苦情等の処理）

第14条 使用者は、使用物品等に関して事故又は苦情等が発生した場合は、使用者の責任において、必要な措置を講じなければならない。

（損失補償等の責任）

第15条 県は、ロゴマークの使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、ロゴマークを使用した露出物、制作物、商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないよう適切に対応するものとする。
- 3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意または過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に補償しなければならない。

（事務）

第16条 本要領に関する事務は、沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課が行う。

（雑則）

第17条 本要領に定めるもののほか、ロゴマークの管理に必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年12月3日から施行する。